

平成28年8月30日

1 審査会の強化について

統一的な基準の策定をする前に、各都道府県に設置されている審査会が審査委員会の設置要綱に沿った運営と、受領委任の取扱規程及び算定基準通りの審査がなされているのかの検証が必要であり、その中でも特に委員構成の資格と身分が偏っていないか、とりわけ、開業整形外科医ばかりの偏りが本来の公平・公正が保てるのかは、はなはだ疑問です。

一事例として、ある県の国保審査会では保険者を代表する委員（市町村国保、国保組合、後期高齢者）が全て開業整形外科医であり、学識経験者の中に開業整形外科医、開業柔道整復師が入っているというこのような開業整形外科医ばかりの偏りと、学識経験者の中に開業柔道整復師が入っていることに疑問を感じます。

支給申請をする柔整師、支給決定をする保険者、審査において疑義が生じた場合は必要な専門的知識を持って両者から意見を聞き、答え取りまとめるのが学識経験者の役目と理解しており、審査に必要な専門的な意見を問うために医師の参入を否定するものではないことを申し添えます。

2 受領委任の取扱規程の是正

柔道整復師は受領委任の取扱いについて、厚生労働省保険局長により定められた受領委任の取扱規程により、その事務取扱を委任された地方厚生（支）局長、都道府県知事と協定（契約）を結ぶが、取扱規程下において健康保険組合の審査に関しては昭和11年以降の経緯もあり、何度かの改定においてもあくまで委任することができると自由裁量といまだに是正されることはなく、1400以上の健康保険組合のうち、柔整審査会に委任している健康保険組合は100程度にとどまり、残り1300の健康保険組合の多くは支給決定に際し、外部委託点検業者の調査・照会を審査会代わりとし独自の審査基準ともいえる点検項目を設け、返戻、不支給、支払い遅延など繰り返している実相があります。審査会の重要性をここまで認識しながらも、取扱規程外に位置付けられた健康保険組合の対応は、患者の便宜を図るために認められている受領委任払い制度の趣旨に照らしてみても、全国統一した公平公正な審査会の審査基準の確立と強化を第一とした上で、健康保険組合を含めた全ての保険者が取扱規程に則り審査会を経て、療養費の支給決定を下すことを基盤とする取扱規程の是正を行うべきです。

特に再審査に関しては保険者の支給決定において、取扱規程上、健康保険組合には申請書の審査、返戻、減額、不支給に関して審査の委任の自由を認めているが、その支給決定に対しては、柔整審査会の審査内容に関して不服がある場合に限定されているため、柔整審査会を経していない健康保険組合の決定には、再審査の道が閉ざされた不条理な状況が続いていることも重ねて申し上げておきます。